【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年2月21日提出
【計算期間】	第33特定期間(自　2022年5月24日至　2022年11月24日)
【ファンド名】	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　平井　治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【事務連絡者氏名】	伊藤　真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
長期的に安定的な収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（含、日本）		
	年２回	日本		
	年４回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	北米	ファミリーファンド	あり（　　）
		欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他（　）			
その他資産（投資信託証券（債券（一般）））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（債券（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1　外国投資法人(「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラス L」投資証券)(以下、「投資先ファンド」といいます。)を通じて、主に現地通貨建てのエマージング債券に投資し、長期的に安定的な収益の確保と投資信託財産の成長をめざします。

＜現地通貨建てエマージング債券とは＞
エマージング諸国の自国通貨建て（現地通貨建て）債券をいいます。

＜エマージング諸国とは＞
一般的に経済発展の途上にあり、既に成熟した先進国並みの経済をめざす成長段階に位置している国および地域を指します。

＜主なエマージング諸国の例＞

※上図は、一般的なエマージング諸国を例示したものであり、「投資先ファンド」は、上記のエマージング諸国に投資するとは限りません。また、上記以外のエマージング諸国に投資を行う場合があります。
エマージング債券は一般的に先進国の債券と比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回り

が期待できます。「投資先ファンド」がベンチマークとする「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド」（米ドル建て・為替ヘッジなし）の利回りは、世界主要国の国債の利回りと比較すると相対的に高めです。

＜エマージング諸国の投資リスクについて＞

当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があり、投資判断に際して正確な情報を充分に確保できない場合があります。また、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖、もしくは、流動性の極端な減少等）も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

当ファンドのリスクの詳細に関しましては、「３　投資リスク、(１)ファンドのリスク」をご参照ください。

2　主として外国投資法人の投資証券に投資し、一部国内証券投資信託（親投資信託）の受益証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

投資先ファンドの特色

・主に現地通貨建てのエマージング債券（国債、政府機関債、社債等）に投資を行い、ファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て・為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。

・運用会社であるブルーベイ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エスエイ（以下「ブルーベイ・エスエイ社」といいます。）が運用業務について、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー※（以下「ブルーベイ社」といいます。）に再委託して、実質的な運用はブルーベイ社が行います。

※ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーは、親会社であるロイヤル・バンク・オブ・カナダのグループ再編に伴いRBC Global Asset Management と統合し、2023年4月以降にRBC Global Asset Management (UK) Limitedに変更される予定です。ただし、統合後も運用方針、運用体制に変更はない予定です。

●各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、投資先ファンドの組入比率を高位とすることを基本とします。

●当ファンドは外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。
（例）現地通貨を米ドルやユーロなどの先進国通貨に対して為替ヘッジを行います。

●「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

※ 資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

＜ブルーベイ社とは＞
2001年７月にロンドンで設立された資産運用会社です。2022年10月末時点の運用資産残高は約9.0兆円となっており、そのうちエマージング債券運用資産残高は約1.0兆円となっております（2022年10月末日の三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値1米ドル=148.26円にて換算）。ブルーベイ社は、統制の取れた投資プロセス、経験豊富な人たちのチームワークによって達成された堅実な運用実績、リスク管理体制などで総合的な評価を受けています。

3 原則として、毎月 23 日に決算を行い、安定した分配を行うことをめざします。

●毎月23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。分配金額は委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を行うことをめざします。

※分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

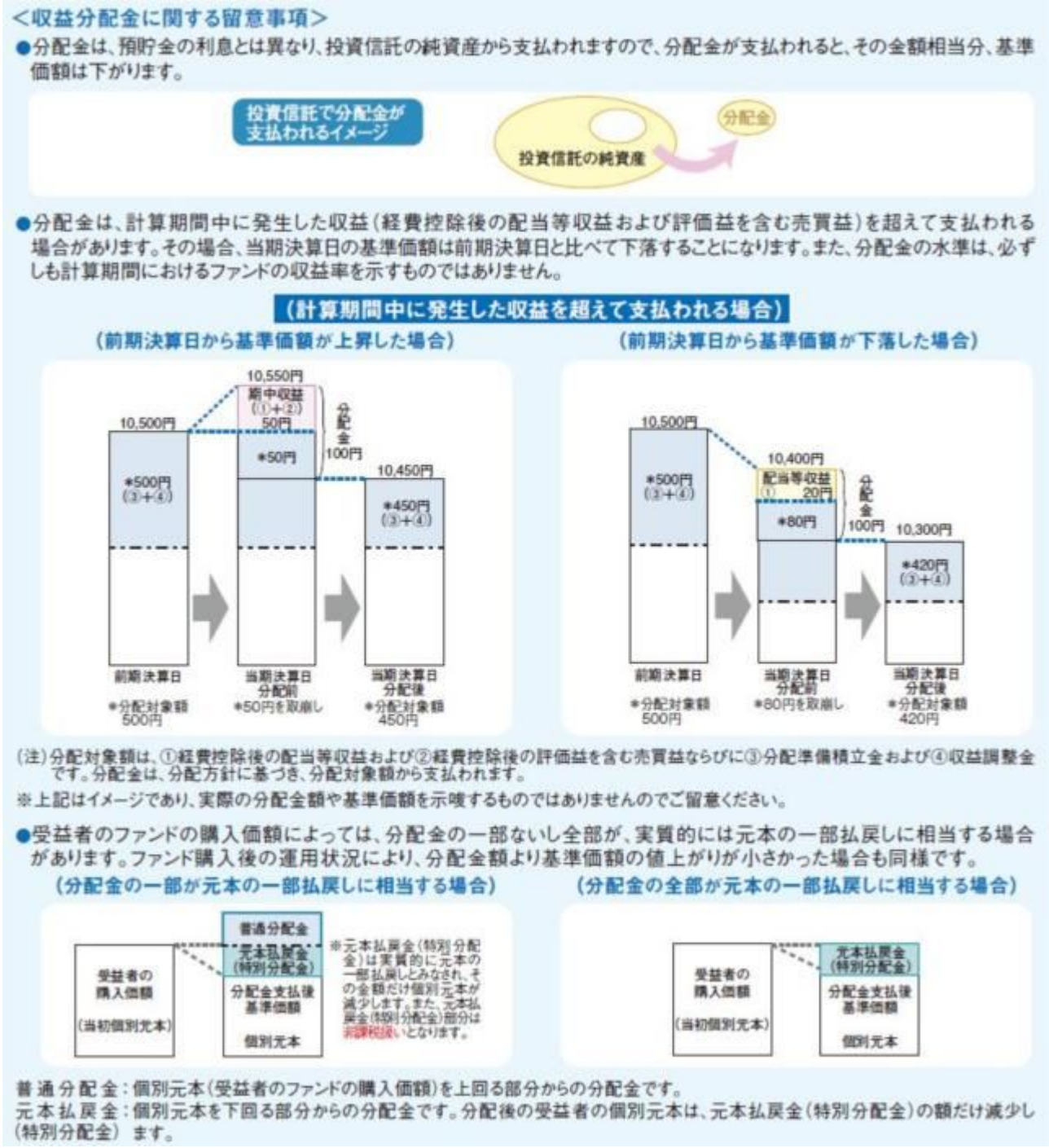

④　信託金限度額

・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2006年6月30日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年4月 1 日（予定）

・ファンドの委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社は、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社と合併を予定。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後の委託会社はＳＢＩアセットマネジメント株式会社となる予定

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

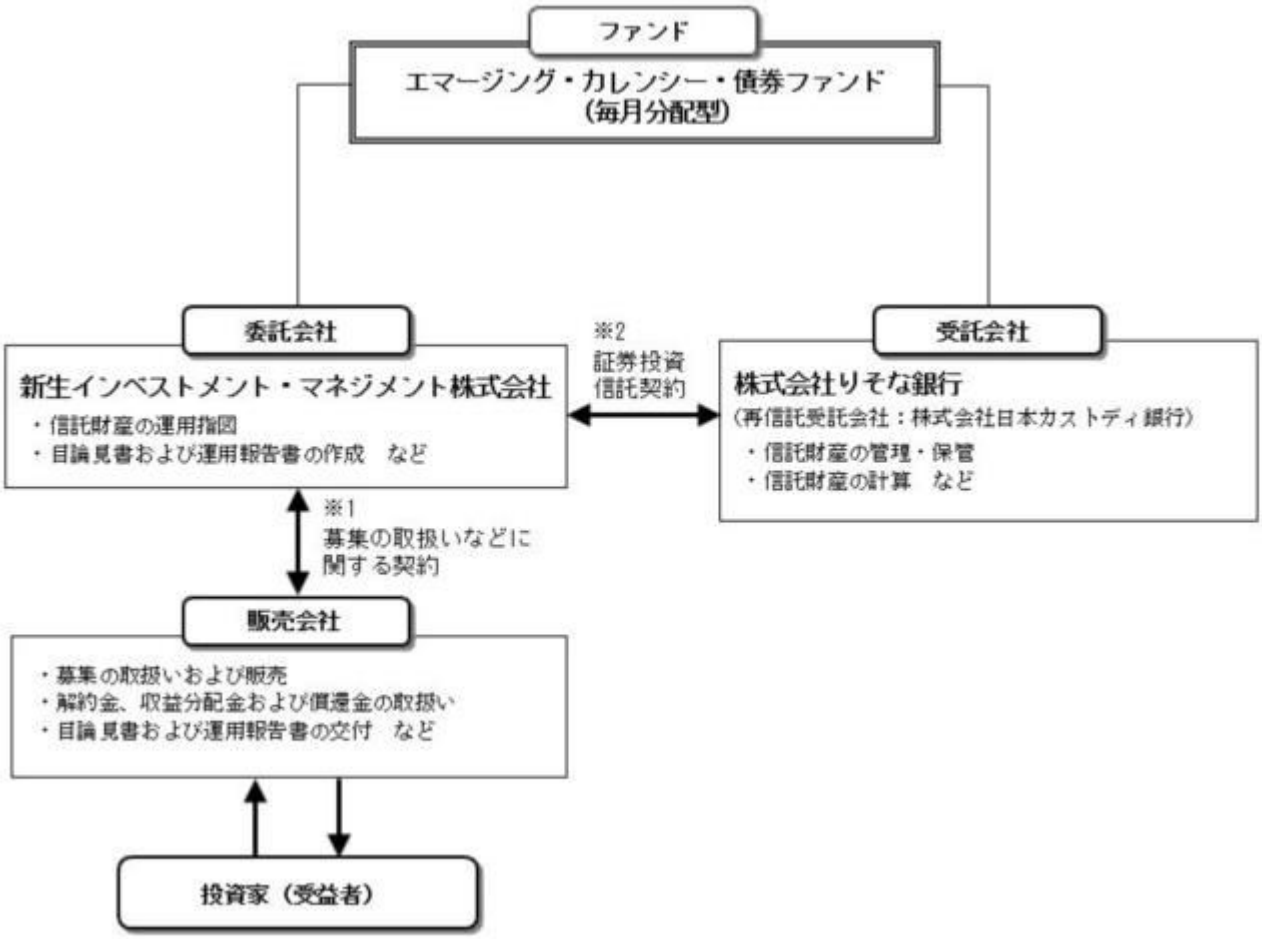

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

② 委託会社の概況（2022年11月末現在）

1）資本金

4億9,500万円

2）沿革

2001年12月17日：	新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
2002年 2月13日：	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
2003年 3月12日：	「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

2007年 9月30日：　証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

2015年11月 4日:　金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

2022年10月 3日：　当社大株主が株式会社新生銀行からモーニングスター株式会社へ変更

2023年4月1日（予定）：　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社と合併を予定。
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後はＳＢＩアセットマネジメント株式会社となる予定

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	9,900株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）を主な投資対象とします。
※当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資信託証券（投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（上記イに掲げるものに該当するものを除きます。）
・次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等
委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である 「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」投資証券
２．証券投資信託 「SIM ショートターム・マザー・ファンド」 受益証券
３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

③ 委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１.預金

２.指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３.コール・ローン
４.手形割引市場において売買される手形

◆投資先ファンドの概要

１）「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
投資態度	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て・為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
投資対象	①このファンドは、原則として純資産総額の2／3以上を直接的、間接的（例えばクレジット・リンク債券を通じて）にあらゆる格付け（投資適格※および投資適格未満を含む）のエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。 ※投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。 主な投資可能債券は、以下の通りです。 ・現地通貨建て国内市場で取引されている当該国の国債 ・当該国内市場で取引されている銀行や企業が発行する社債 ②このファンドは原則として純資産総額の1／3を上限として自国通貨以外の通貨（例えば、米ドル）で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。 ③このファンドは、現地通貨のポジションもアクティブに取ります。 ④運用の効率化に資するため、直接投資できない市場に投資するため、またポジションのヘッジを行うために、金融デリバティブ商品に投資することがあります。 ⑤純資産総額の10%以上の借入れは行いません。 ⑥原則として株式への投資割合は純資産総額の10%、転換社債あるいは新株予約権付社債への投資割合は純資産総額の25%、短期金融商品への投資割合は純資産総額の1／3を上回らないものとします。 ただし、これらの資産への投資合計は、純資産総額の1／3を上回らないものとします。
信託報酬	0.80%
申込手数料	ファンドで買付ける場合は不要です。
その他の費用	別途ファンドの管理費用（上限0.3%）等がかかります。 ※デポジタリー報酬・登録・名義書換、支払代理人報酬・所在地事務・管理事務代行報酬（合わせて年率0.3%を上限）、その他主要な費用として、運営および管理に関する報酬（設立・登録費用、資産に対するルクセンブルグの年次税、投資先ファンドの取締役が負担した実費、弁護士報酬・監査報酬、継続登録費用、翻訳費用、目論見書作成・配布費用、株主への財務報告書類等の作成・配布費用等を含みますがこれらに限定されません。また、設立・登録費用50,000ユーロおよび投資先ファンドの設立費用は5年間を限度とする期間で償却されます。）、さらに売買仲介手数料を含むポートフォリオ組入有価証券取引関連費用、および訴訟費用等の臨時特別費用等が含まれます。なお、償還手数料はかかりません。
運用会社	Bluebay Funds Management Company S.A.

再委託会社	Bluebay Asset Management LLP※
設定日	2006年7月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
設定、解約	ルクセンブルグ、ロンドンの銀行休業日を除く毎営業日
収益分配方針	原則として利子・配当等収益および売買益の全額を分配対象額とします。

※Bluebay Asset Management LLPは、親会社であるロイヤル・バンク・オブ・カナダのグループ再編に伴いRBC Global Asset Management と統合し、2023年4月以降にRBC Global Asset Management (UK) Limitedに変更される予定です。ただし、統合後も運用方針、運用体制に変更はない予定です。

投資先ファンドは上記のような投資方針に基づいて運用が行われますが、市況動向等によっては上記のような運用が行われないことがあります。
（注）運用報酬や管理費等については、後記「４ 手数料等及び税金」をご参照ください。

２）SIM ショートターム・マザー・ファンド

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	①外貨建て資産への投資は行いません。 ②先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 ③スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。

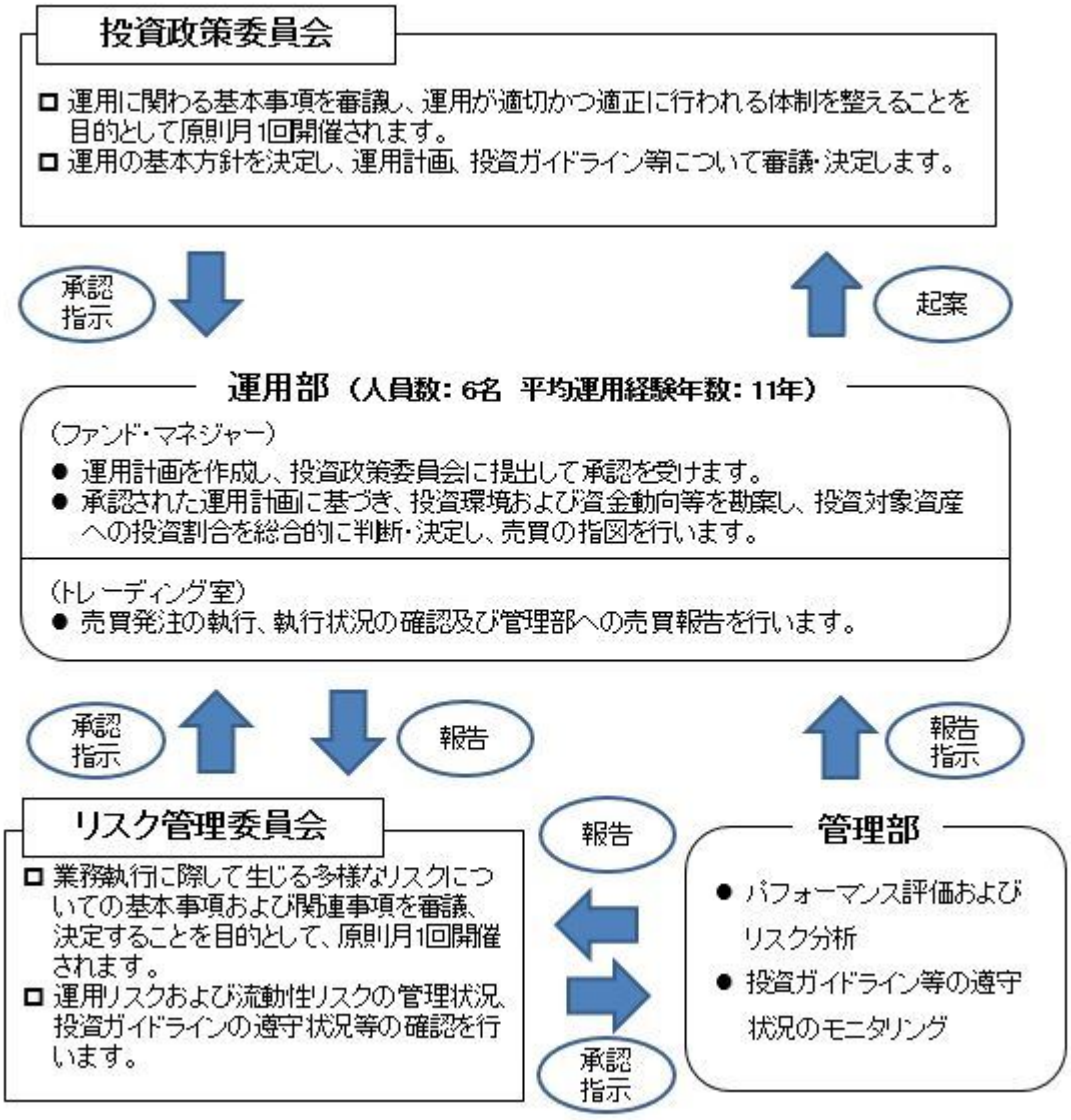

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記体制は、2022年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

＜運用会社＞

ブルーベイ・エスエイ社

2019年10月以降、オルタナティブ・インベストメント・マネジャー（AIFM）をブルーベイ社のロンドン本社であるBlueBay Asset Management LLPからルクセンブルグ拠点であるBlueBay Funds Management Company S.A.に変更し、AIFMであるBlueBay Funds Management Company S.A.がBlueBay Asset Management LLPにポートフォリオ運用業務を委託する形式としました。BlueBay Funds Management Company S.A.はAIFMとして求められる当局への報告業務を行います。

＜再委託会社＞

ブルーベイ社

ブルーベイ社の運用体制は、以下の通りです。

１）エマージングマーケットチーム

・投資委員会は、CIOおよびシニア・ポートフォリオ・マネジャーを中心としたメンバーで構成。
・ブルーベイ社のエマージング・デスクはポートフォリオ・マネジャー15名、アナリスト11名から成るチームで構成（トレーダー4名）。
・運用は、投資委員会で議論されるマクロの見方と、アナリストやトレーダーからのボトムアップ情報を組み合わせ、ポートフォリオを構築していきます。

・ブルーベイ社の投資の意思決定過程は、ボトムアップとトップダウンを組み合わせたものとなります。トップダウン・アプローチでは、投資委員会等にてマクロ経済、金利などの状況を議論し、市場の方向性を予想し、ポートフォリオ全体のリスクを決定します。トップダウンによって決まった全体的なリスクに対し、ボトムアップ・アプローチでは全体的なリスクの範囲内で、ファンダメンタルズ、テクニカル、取引コスト、流動性といった観点から個別の銘柄を選別し、実際の投資を決定していきます。エマージング債券の運用では、個別銘柄の選択が非常に重要で、ボトムアップ・アプローチの比率が高くなっています。

2）投資プロセス

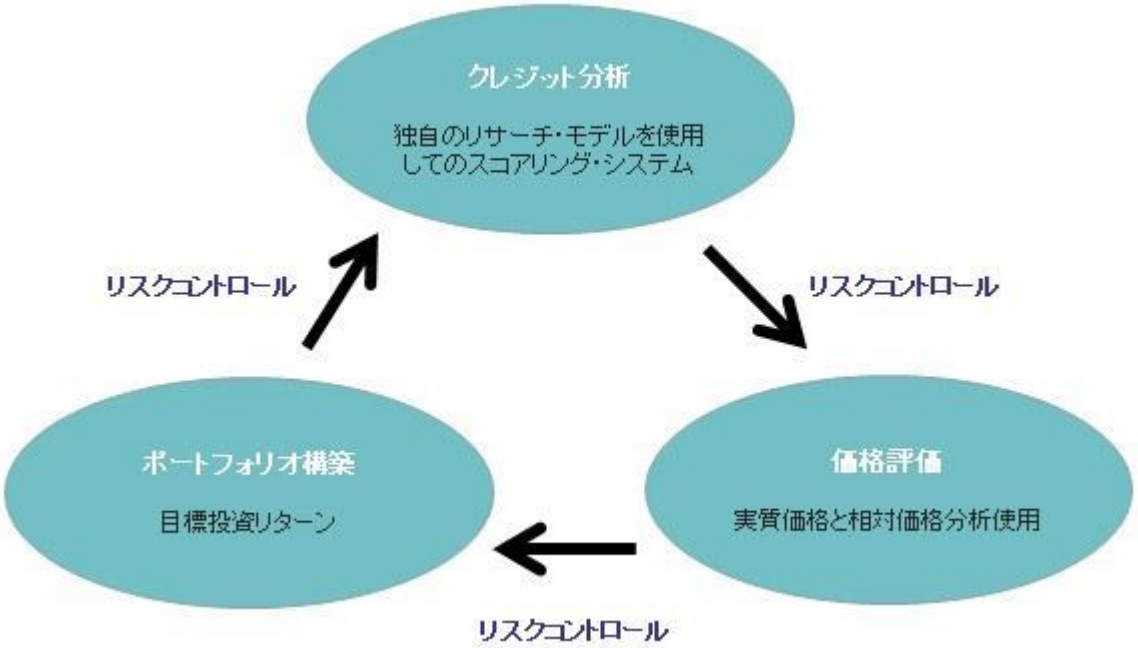

・個別の投資の決定は、社内外からの情報、調査に基づき行われます。社内には地域毎にリサーチを担当するアナリストがおり、このアナリストが作成したレポートをもとに投資を行っています。
・エマージング債券の評価では、ブルーベイ独自の調査に基づいて、金利及び通貨に対するそれぞれの見通しを立てます。金利分析においては、インフレ・ターゲットを導入している中央銀行と同じように考え、実行される可能性のある政策対応を予測し、金融政策を予想します。通貨については、GDP成長率の変化、経常収支、交易条件の変化、ファンダメンタルな通貨価値、に対する分析を組み合わせ予想を行います。
・社外情報では、エマージング各国政府の開示情報、国際通貨基金（IMF）、世界銀行などの国際機関のレポート、投資銀行のリサーチなどを利用しますが、こういった社外情報は参考資料として位置付けられており、社外情報だけで投資判断を行わず、必ず社内で分析を行ってから投資を行います。

※上記体制等は、2022年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないことがあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

②　収益分配金の支払い

＜自動けいぞく投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約*を締結します。

＊：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜一般コース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50％を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50％を超えないものとします。

３）株式への直接投資は行いません。

４）外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

５）委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

６）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

７）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

③ カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付け

の低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

④ 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

⑤ その他の留意点

1） 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

2） 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

3）投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

4）当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。

5）ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

6）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

7）分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の利子等収入および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者の個別元本によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

（２）リスク管理体制

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。

・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行います。原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定します。その上で、運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行います。また、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行い、当該流動性リスクを適切に管理します。

・投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）に関する調査・分析などのデューデリジェンスは、投資企画部が定期的に行っており、投資先ファンドのパフォーマンスなどの運用状況や運用会社（または運用委託先）の経営状況／運用体制など、デューデリジェンス結果を

投資政策委員会に報告すると共に確認を行います。

・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果を、リスク管理委員会に報告します。また、流動性リスク管理について規程を定め、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理委員会へ報告します。

・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。

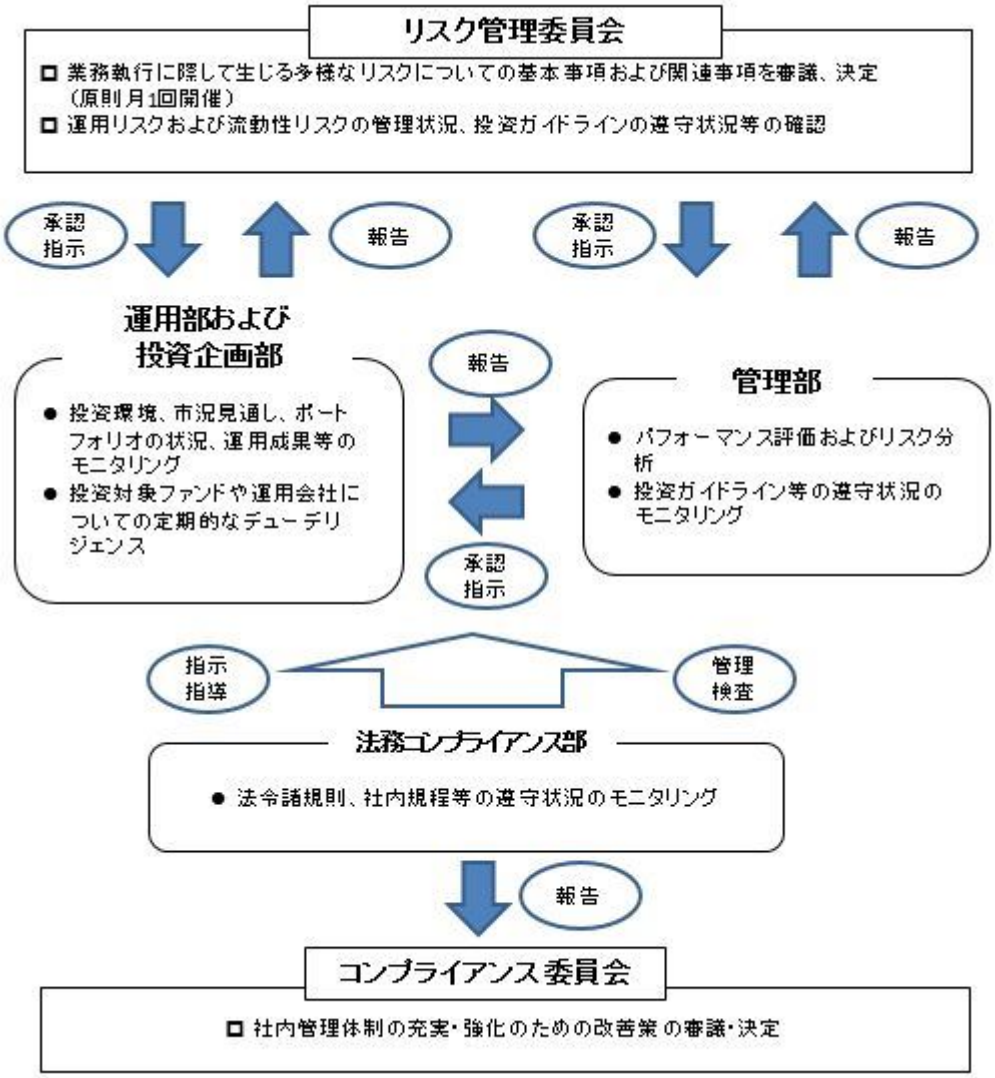

※上記体制は、2022年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

＜ブルーベイ社＞

ブルーベイ社では、リスク管理部門の専用担当を設け、専用のシステムにより以下の観点からリスク管理を行っています。

・様々な角度（モンテカルロ、ヒストリック・シミュレーション、パラメトリックなど）からのリスク分析の他、トラッキング・エラー、VaR、金利や為替のポジションにターゲット・レンジを設けて管理しています。また、ポートフォリオ全体のリスクが戦略によってどのように変動するのかをシミュレートするストレス・テストも実施しています。

・取引執行の事前、事後に当該取引が運用ガイドラインから逸脱していないかチェックしています。例えば、投資制限を越えるような取引の発注はできないといった、物理的なコントロールを行っています。

※上記体制等は、2022年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[投資リスク]

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2017年12月末～2022年11月末

＊分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年12月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2017年12月末～2022年11月末

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	12.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	△12.6	△16.0	△12.4	△19.4	△4.5	△4.5	△9.4
平均値	0.2	5.9	15.1	7.9	△0.0	3.1	1.9

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＊分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数
日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得

た額とします。
・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.210% （税抜1.10%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.8%※	投資運用等の対価です。
実質的負担	2.010%程度（税込）	

・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.8%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年2.010%程度です。
※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１　ファンドの状況－２　投資方針－（２）投資対象」－「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分
当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 1.210% （1.10%）	役務の内容
委託会社	0.407% （0.37%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.770% （0.70%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.033% （0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）
（ａ）株式等の売買委託手数料
（ｂ）外貨建資産の保管費用
（ｃ）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
（ｄ）信託財産に関する租税
（ｅ）信託財産に係る監査費用等

（ｆ）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

（ａ）から（ｄ）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（ｅ）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額682,000円（税込））が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

（ｆ）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料、保管報酬、事務代行報酬、登録および名義書替代行報酬、運営および一般管理費が別途投資先ファンドから支払われます。

※その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

①　個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

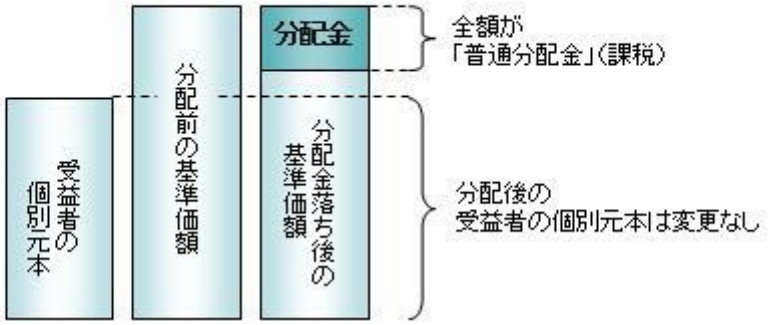

ロ）、ハ）の場合

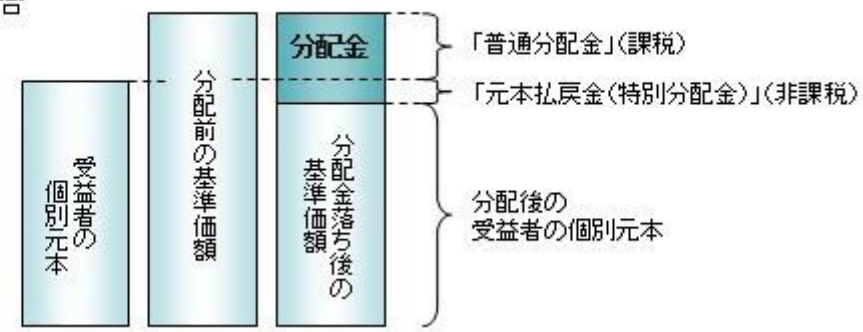

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2022年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）】

以下の運用状況は2022年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルク	6,295,542,866	98.26
親投資信託受益証券	日本	41,823,523	0.65
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	69,854,648	1.09
合計(純資産総額)		6,407,221,037	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルク	投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund Class L USD	1,195,518.831	5,195.12	6,210,871,798	5,265.95	6,295,542,866	98.26
日本	親投資信託受益証券	ＳＩＭ　ショートターム・マザー・ファンド	41,221,687	1.0146	41,823,523	1.0146	41,823,523	0.65

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	98.26
親投資信託受益証券	0.65
合計	98.91

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第14特定期間末　(2013年 5月23日)	65,174	65,731	0.7020	0.7080
第15特定期間末　(2013年11月25日)	48,682	49,191	0.5740	0.5800
第16特定期間末　(2014年 5月23日)	41,607	41,978	0.5614	0.5664

第17特定期間末 (2014年11月25日)	36,193	36,499	0.5908	0.5958
第18特定期間末 (2015年 5月25日)	26,809	26,958	0.5376	0.5406
第19特定期間末 (2015年11月24日)	20,301	20,428	0.4773	0.4803
第20特定期間末 (2016年 5月23日)	15,898	15,954	0.4246	0.4261
第21特定期間末 (2016年11月24日)	14,671	14,723	0.4252	0.4267
第22特定期間末 (2017年 5月23日)	14,155	14,203	0.4448	0.4463
第23特定期間末 (2017年11月24日)	13,315	13,360	0.4466	0.4481
第24特定期間末 (2018年 5月23日)	12,087	12,130	0.4243	0.4258
第25特定期間末 (2018年11月26日)	10,428	10,467	0.3951	0.3966
第26特定期間末 (2019年 5月23日)	9,706	9,743	0.3879	0.3894
第27特定期間末 (2019年11月25日)	9,373	9,409	0.3932	0.3947
第28特定期間末 (2020年 5月25日)	8,136	8,170	0.3581	0.3596
第29特定期間末 (2020年11月24日)	8,037	8,059	0.3685	0.3695
第30特定期間末 (2021年 5月24日)	7,642	7,663	0.3741	0.3751
第31特定期間末 (2021年11月24日)	6,844	6,863	0.3583	0.3593
第32特定期間末 (2022年 5月23日)	6,454	6,472	0.3598	0.3608
第33特定期間末 (2022年11月24日)	6,345	6,362	0.3684	0.3694
2021年11月末日	6,710	—	0.3514	—
12月末日	6,830	—	0.3630	—
2022年 1月末日	6,705	—	0.3615	—
2月末日	6,707	—	0.3640	—
3月末日	6,731	—	0.3685	—
4月末日	6,583	—	0.3650	—
5月末日	6,596	—	0.3685	—
6月末日	6,611	—	0.3724	—
7月末日	6,416	—	0.3632	—
8月末日	6,597	—	0.3748	—
9月末日	6,450	—	0.3697	—
10月末日	6,560	—	0.3783	—
11月末日	6,407	—	0.3722	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第14特定期間	2012年11月27日～2013年 5月23日	0.0360
第15特定期間	2013年 5月24日～2013年11月25日	0.0360
第16特定期間	2013年11月26日～2014年 5月23日	0.0330
第17特定期間	2014年 5月24日～2014年11月25日	0.0300
第18特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	0.0200
第19特定期間	2015年 5月26日～2015年11月24日	0.0180

第20特定期間	2015年11月25日～2016年 5月23日	0.0090
第21特定期間	2016年 5月24日～2016年11月24日	0.0090
第22特定期間	2016年11月25日～2017年 5月23日	0.0090
第23特定期間	2017年 5月24日～2017年11月24日	0.0090
第24特定期間	2017年11月25日～2018年 5月23日	0.0090
第25特定期間	2018年 5月24日～2018年11月26日	0.0090
第26特定期間	2018年11月27日～2019年 5月23日	0.0090
第27特定期間	2019年 5月24日～2019年11月25日	0.0090
第28特定期間	2019年11月26日～2020年 5月25日	0.0090
第29特定期間	2020年 5月26日～2020年11月24日	0.0065
第30特定期間	2020年11月25日～2021年 5月24日	0.0060
第31特定期間	2021年 5月25日～2021年11月24日	0.0060
第32特定期間	2021年11月25日～2022年 5月23日	0.0060
第33特定期間	2022年 5月24日～2022年11月24日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第14特定期間	2012年11月27日～2013年 5月23日	30.02
第15特定期間	2013年 5月24日～2013年11月25日	△13.11
第16特定期間	2013年11月26日～2014年 5月23日	3.55
第17特定期間	2014年 5月24日～2014年11月25日	10.58
第18特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	△5.62
第19特定期間	2015年 5月26日～2015年11月24日	△7.87
第20特定期間	2015年11月25日～2016年 5月23日	△9.16
第21特定期間	2016年 5月24日～2016年11月24日	2.26
第22特定期間	2016年11月25日～2017年 5月23日	6.73
第23特定期間	2017年 5月24日～2017年11月24日	2.43
第24特定期間	2017年11月25日～2018年 5月23日	△2.98
第25特定期間	2018年 5月24日～2018年11月26日	△4.76
第26特定期間	2018年11月27日～2019年 5月23日	0.46
第27特定期間	2019年 5月24日～2019年11月25日	3.69
第28特定期間	2019年11月26日～2020年 5月25日	△6.64
第29特定期間	2020年 5月26日～2020年11月24日	4.72
第30特定期間	2020年11月25日～2021年 5月24日	3.15
第31特定期間	2021年 5月25日～2021年11月24日	△2.62
第32特定期間	2021年11月25日～2022年 5月23日	2.09
第33特定期間	2022年 5月24日～2022年11月24日	4.06

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第14特定期間	2012年11月27日～2013年 5月23日	17,076,291,776	47,272,187,707
第15特定期間	2013年 5月24日～2013年11月25日	7,244,018,178	15,264,546,310
第16特定期間	2013年11月26日～2014年 5月23日	7,189,747,376	17,890,846,379
第17特定期間	2014年 5月24日～2014年11月25日	3,172,275,136	16,024,363,446
第18特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	1,148,338,517	12,548,396,995
第19特定期間	2015年 5月26日～2015年11月24日	497,265,855	7,833,460,766
第20特定期間	2015年11月25日～2016年 5月23日	304,062,653	5,385,723,652
第21特定期間	2016年 5月24日～2016年11月24日	277,751,865	3,220,279,812
第22特定期間	2016年11月25日～2017年 5月23日	288,711,650	2,971,556,682
第23特定期間	2017年 5月24日～2017年11月24日	275,886,965	2,283,182,864
第24特定期間	2017年11月25日～2018年 5月23日	304,214,197	1,628,719,670
第25特定期間	2018年 5月24日～2018年11月26日	222,208,173	2,316,634,560
第26特定期間	2018年11月27日～2019年 5月23日	324,187,764	1,699,917,394
第27特定期間	2019年 5月24日～2019年11月25日	234,196,465	1,416,590,282
第28特定期間	2019年11月26日～2020年 5月25日	327,346,145	1,447,300,950
第29特定期間	2020年 5月26日～2020年11月24日	196,755,037	1,106,080,476
第30特定期間	2020年11月25日～2021年 5月24日	172,834,950	1,554,148,123
第31特定期間	2021年 5月25日～2021年11月24日	123,198,788	1,447,652,880
第32特定期間	2021年11月25日～2022年 5月23日	118,467,457	1,282,340,044
第33特定期間	2022年 5月24日～2022年11月24日	117,024,132	832,053,797

（参考）

ＳＩＭ　ショートターム・マザー・ファンド

以下の運用状況は2022年11月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	40,001,360	95.64
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,822,375	4.36
合計(純資産総額)		41,823,735	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第１１０７回国庫短期証券	40,000,000	100.03	40,012,720	100.00	40,001,360	―	2022/12/12	95.64

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	95.64
合計	95.64

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

（2022年11月末現在）

基準価額・純資産の推移

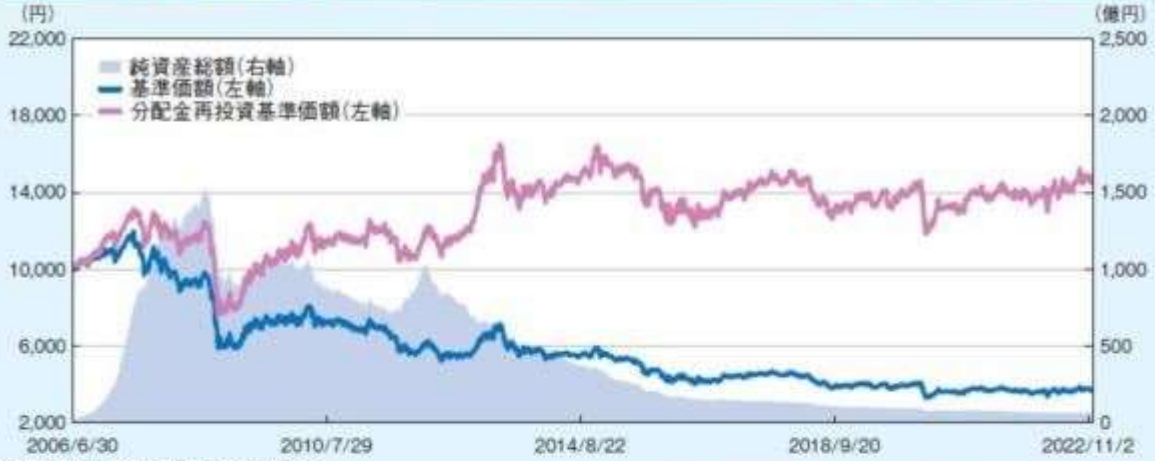

※基準価額は、信託報酬控除後の値です。
※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金（課税前）を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

直近1年間累計：120円、設定来分配金累計：8,995円

決算期	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月	22年9月	22年10月	22年11月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	組入上位銘柄	利率	償還日	通貨	構成比率
1	CHINA DEVELOPMENT BANK /CNY/ REGD SER 1715	4.24%	2027/08/24	中国人民元	4.64%
2	MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0219	3.89%	2029/08/15	マレーシア・リンギット	3.96%
3	TITULOS DE TESORERIA /COP/ REGD SER UVR	2.25%	2029/04/18	コロンビア・ペソ	3.55%
4	CHINA DEVELOPMENT BANK /CNY/ REGD SER 1905	3.48%	2029/01/08	中国人民元	3.18%
5	BONOS TESORERIA PESOS /CLP/ REGD	4.70%	2030/09/01	チリ・ペソ	3.01%
6	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2032	8.25%	2032/03/31	南アフリカ・ランド	2.80%
7	MEXICAN UDIBONOS /MXN/ REGD SER S	2.75%	2031/11/27	メキシコ・ペソ	2.75%
8	INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR72	8.25%	2036/05/15	インドネシア・ルピア	2.70%
9	POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ REGD SER 1029	2.75%	2029/10/25	ポーランド・ズロチ	2.60%
10	MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0115	3.96%	2025/09/15	マレーシア・リンギット	2.43%

※利率は、小数点第3位を四捨五入しています。
※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移 <暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。
※2022年は年初来11月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の２通りがあります。
ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜自動けいぞく投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜一般コース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（４）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ルクセンブルグの銀行休業日
●ロンドンの銀行休業日
●ニューヨークの銀行休業日
（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
（７）申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/ 電 話 番 号：03-6880-6448（営業部） 受 付 時 間：営業日の9時～17時

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞
（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（２）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行な

いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ルクセンブルグの銀行休業日
●ロンドンの銀行休業日
●ニューヨークの銀行休業日

（４）解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（営業部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（６）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位
１口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して７営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

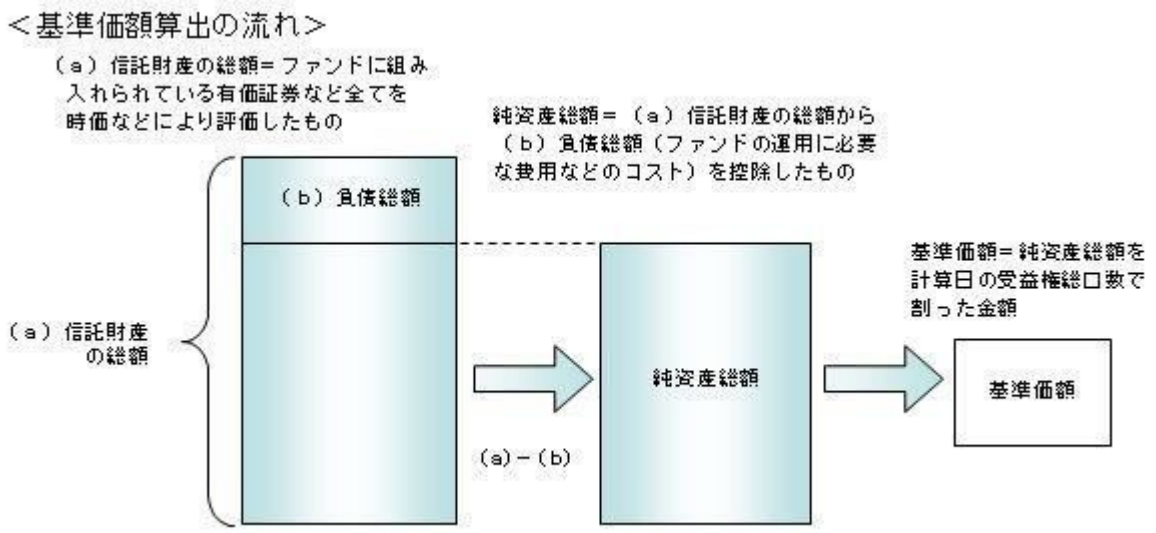

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（営業部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2006年6月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎月24日から翌月23日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④　異議の申立て

１）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

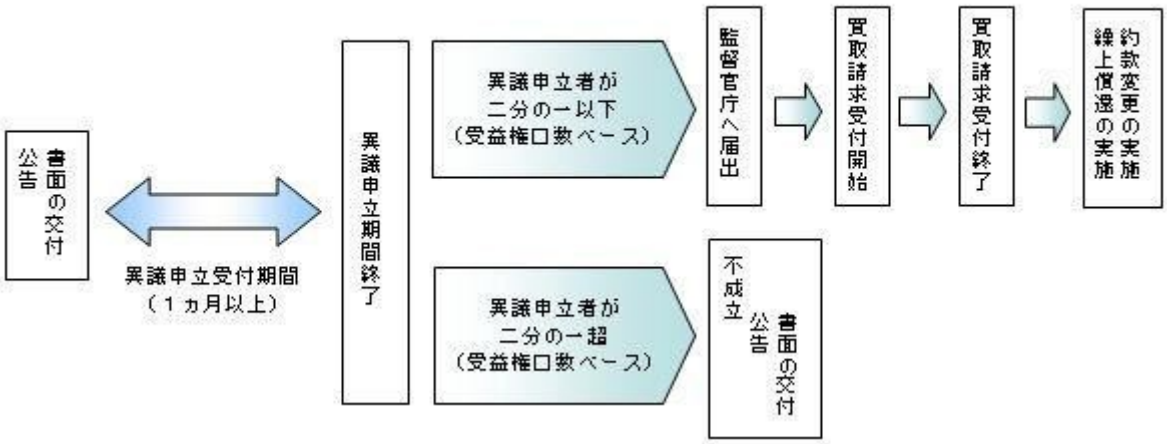

⑤　公告

１）委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
http://www.shinsei-investment.com/

２）１）の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

委託会社は、年２回（５月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（４）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、異議申立てにおいて当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月（特定期間）ごとに作成しております。

（３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第33特定期間（令和 4年 5月24日から令和 4年11月24日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第32特定期間 (令和 4年 5月23日現在)	第33特定期間 (令和 4年11月24日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	38,334,000	-
金銭信託	29,503	969,762
コール・ローン	104,982,656	110,225,621
投資証券	6,270,613,353	6,228,314,298
親投資信託受益証券	71,848,257	41,823,523
流動資産合計	6,485,807,769	6,381,333,204
資産合計	6,485,807,769	6,381,333,204
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,939,828	17,224,798
未払解約金	6,957,257	11,957,222
未払受託者報酬	164,994	181,621
未払委託者報酬	5,884,732	6,477,798
未払利息	201	196
その他未払費用	365,116	371,797
流動負債合計	31,312,128	36,213,432
負債合計	31,312,128	36,213,432
純資産の部		
元本等		
元本	17,939,828,309	17,224,798,644
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,485,332,668	△10,879,678,872
元本等合計	6,454,495,641	6,345,119,772
純資産合計	6,454,495,641	6,345,119,772
負債純資産合計	6,485,807,769	6,381,333,204

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32特定期間 （自令和 3年11月25日 至令和 4年 5月23日）	第33特定期間 （自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
営業収益		
受取配当金	186,504,981	150,575,847
受取利息	4	4
有価証券売買等損益	△698,778,199	△431,708,876
為替差損益	693,256,223	585,538,990
営業収益合計	180,983,009	304,405,965
営業費用		
支払利息	30,394	30,930
受託者報酬	1,088,554	1,095,107
委託者報酬	38,824,982	39,058,839
その他費用	2,348,876	2,201,540
営業費用合計	42,292,806	42,386,416
営業利益又は営業損失（△）	138,690,203	262,019,549
経常利益又は経常損失（△）	138,690,203	262,019,549
当期純利益又は当期純損失（△）	138,690,203	262,019,549
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△651,725	3,779,261
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△12,258,865,660	△11,485,332,668
剰余金増加額又は欠損金減少額	819,977,086	526,155,757
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	819,977,086	526,155,757
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	75,527,138	73,696,926
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	75,527,138	73,696,926
分配金	110,258,884	105,045,323
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,485,332,668	△10,879,678,872

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第33特定期間 （自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
１.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４.収益及び費用の計上基準	（１）為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （２）受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	（１）外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 （２）ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月24日から翌月23日まで、又特定期間は原則として、毎年5月24日から11月23日まで及び11月24日から翌年5月23日までとしておりますが、第33特定期間は、当特定期間末日が休業日のため、令和4年5月24日から令和4年11月24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第32特定期間 （令和 4年 5月23日現在）		第33特定期間 （令和 4年11月24日現在）	
１．　投資信託財産に係る元本の状況				
	期首元本額	19,103,700,896円	期首元本額	17,939,828,309円
	期中追加設定元本額	118,467,457円	期中追加設定元本額	117,024,132円
	期中一部解約元本額	1,282,340,044円	期中一部解約元本額	832,053,797円
２．　特定期間の末日における受益権総数		17,939,828,309口		17,224,798,644口

3．	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	11,485,332,668円	元本の欠損	10,879,678,872円
4．	特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.3598円 (3,598円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.3684円 (3,684円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第32特定期間 （自令和 3年11月25日 至令和 4年 5月23日）		第33特定期間 （自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）	
1.分配金の計算過程	第186期 （自令和 3年11月25日至令和 3年12月23日）		第192期 （自令和 4年 5月24日至令和 4年 6月23日）	
	費用控除後の配当等収益額	22,142,464円	費用控除後の配当等収益額	26,233,806円
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	1,072,966,050円	収益調整金	1,015,474,064円
	分配準備積立金	755,608,927円	分配準備積立金	758,262,659円
	当ファンドの分配対象収益額	1,850,717,441円	当ファンドの分配対象収益額	1,799,970,529円
	当ファンドの期末残存口数	18,847,117,958口	当ファンドの期末残存口数	17,754,120,707口
	10,000口当たり収益分配対象額	981.93円	10,000口当たり収益分配対象額	1,013.81円
	10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
	分配金	18,847,117円	分配金	17,754,120円
	第187期 （自令和 3年12月24日至令和 4年 1月24日）		第193期 （自令和 4年 6月24日至令和 4年 7月25日）	
	費用控除後の配当等収益額	25,877,162円	費用控除後の配当等収益額	14,883,066円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	1,063,049,702円	収益調整金	1,010,990,138円
	分配準備積立金	750,854,664円	分配準備積立金	762,191,696円
	当ファンドの分配対象収益額	1,839,781,528円	当ファンドの分配対象収益額	1,788,064,900円
	当ファンドの期末残存口数	18,658,809,588口	当ファンドの期末残存口数	17,662,278,405口
	10,000口当たり収益分配対象額	985.99円	10,000口当たり収益分配対象額	1,012.35円
	10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
	分配金	18,658,809円	分配金	17,662,278円
	第188期 （自令和 4年 1月25日至令和 4年 2月24日）		第194期 （自令和 4年 7月26日至令和 4年 8月23日）	
	費用控除後の配当等収益額	24,063,071円	費用控除後の配当等収益額	23,270,383円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円

収益調整金	1,050,445,603円	収益調整金	1,008,023,744円
分配準備積立金	748,187,177円	分配準備積立金	755,816,340円
当ファンドの分配対象収益額	1,822,695,851円	当ファンドの分配対象収益額	1,787,110,467円
当ファンドの期末残存口数	18,424,157,472口	当ファンドの期末残存口数	17,595,529,017口
10,000口当たり収益分配対象額	989.28円	10,000口当たり収益分配対象額	1,015.64円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	18,424,157円	分配金	17,595,529円
第189期 （自令和 4年 2月25日至令和 4年 3月23日）		第195期 （自令和 4年 8月24日至令和 4年 9月26日）	
費用控除後の配当等収益額	50,907,489円	費用控除後の配当等収益額	23,082,247円
費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	1,044,198,989円	収益調整金	1,001,008,546円
分配準備積立金	748,173,150円	分配準備積立金	754,609,599円
当ファンドの分配対象収益額	1,843,279,628円	当ファンドの分配対象収益額	1,778,700,392円
当ファンドの期末残存口数	18,300,442,438口	当ファンドの期末残存口数	17,455,002,081口
10,000口当たり収益分配対象額	1,007.21円	10,000口当たり収益分配対象額	1,019.00円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	18,300,442円	分配金	17,455,002円
第190期 （自令和 4年 3月24日至令和 4年 4月25日）		第196期 （自令和 4年 9月27日至令和 4年10月24日）	
費用控除後の配当等収益額	21,951,964円	費用控除後の配当等収益額	25,740,373円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	1,032,917,882円	収益調整金	995,968,525円
分配準備積立金	771,236,647円	分配準備積立金	755,234,857円
当ファンドの分配対象収益額	1,826,106,493円	当ファンドの分配対象収益額	1,776,943,755円
当ファンドの期末残存口数	18,088,531,787口	当ファンドの期末残存口数	17,353,596,832口
10,000口当たり収益分配対象額	1,009.52円	10,000口当たり収益分配対象額	1,023.94円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	18,088,531円	分配金	17,353,596円
第191期 （自令和 4年 4月26日至令和 4年 5月23日）		第197期 （自令和 4年10月25日至令和 4年11月24日）	
費用控除後の配当等収益額	16,511,681円	費用控除後の配当等収益額	12,278,348円
費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	1,025,277,616円	収益調整金	989,373,507円
分配準備積立金	768,158,945円	分配準備積立金	757,368,082円
当ファンドの分配対象収益額	1,809,948,242円	当ファンドの分配対象収益額	1,759,019,937円
当ファンドの期末残存口数	17,939,828,309口	当ファンドの期末残存口数	17,224,798,644口

	10,000口当たり収益分配対象額 1,008.87円 10,000口当たり分配金 10.00円 分配金 17,939,828円	10,000口当たり収益分配対象額 1,021.20円 10,000口当たり分配金 10.00円 分配金 17,224,798円
２.剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

第32特定期間 （自令和 3年11月25日 至令和 4年 5月23日）	第33特定期間 （自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
１金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	１金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送回金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送回金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第32特定期間 （令和 4年 5月23日現在）	第33特定期間 （令和 4年11月24日現在）
１貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	２時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第32特定期間 （令和 4年 5月23日現在）	第33特定期間 （令和 4年11月24日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△173,221,364	312,997,350
親投資信託受益証券	△7,077	△8,244
合計	△173,228,441	312,989,106

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第32特定期間 （自令和 3年11月25日 至令和 4年 5月23日）	第33特定期間 （自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第33特定期間 （自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表　（令和 4年11月24日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	ＳＩＭ　ショートターム・マザー・ファンド	41,221,687	41,823,523	
日本円小計			41,221,687	41,823,523	
米ドル	投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund Class L USD	1,195,518.831	44,724,359.46	
米ドル小計			1,195,518.831	44,724,359.46 (6,228,314,298)	
合計				6,270,137,821 (6,228,314,298)	

(注１)米ドル小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注２)合計金額欄は、邦貨額であります。（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注３)通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注４)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率（注）	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券　1銘柄	98.2%	99.3%

（注）組入時価の純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　不動産等明細表
該当事項はありません。

第５　商品明細表
該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第８　借入金明細表
該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型））（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券であります。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（令和４年６月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの特定期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記２点に関しては、監査意見の対象外であります。

ＳＩＭ　ショートターム・マザー・ファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（令和 4年11月24日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,822,396
国債証券	40,002,120
流動資産合計	41,824,516
資産合計	41,824,516
負債の部	
流動負債	
未払利息	3

	（令和 4年11月24日現在）
流動負債合計	3
負債合計	3
純資産の部	
元本等	
元本	41,221,687
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	602,826
元本等合計	41,824,513
純資産合計	41,824,513
負債純資産合計	41,824,516

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報会社の提供する価格で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		令和 4年11月24日現在
1． 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	70,772,515円
	期中追加設定元本額	-円
	期中一部解約元本額	29,550,828円
	期末元本額	41,221,687円
	元本の内訳＊	
	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	41,221,687円
2． 計算日における受益権総数		41,221,687口
3． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円
4． 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0146円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,146円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

（自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

（令和 4年11月24日現在）
１貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（令和 4年11月24日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△10,600
合計	△10,600

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 4年 5月24日 至令和 4年11月24日）
該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表　（令和 4年11月24日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１１０７回国庫短期証券	40,000,000	40,002,120	
合計		40,000,000	40,002,120	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第４　不動産等明細表
該当事項はありません。

第５　商品明細表
該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

2022年6月30日時点の連結純資産計算書

	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
資産	
投資有価証券（時価）	34,742,487
買オプション（時価）	35,880
現金および現金同等物	13,092,693
投資証券の未収金	597,863
未収収益	175
資産合計	**48,469,098**
負債	
未実現損失	
外国為替先渡取引	246,034
スワップ取引	137,486
売オプション（時価）	5,676
当座貸越およびブローカーへの未払金	541,281
ルクセンブルクの未払年次税(Taxe d’abonnement)	2,324
運用報酬の未払金	31,768
管理手数料の未払金	18,154
専門家報酬の未払金	15,929
未払分配金	162,911
未払費用およびその他未払金	60,072
負債合計	**1,221,635**
純資産合計	**47,247,463**

2022年6月30日時点の連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書

	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
利益	
投資有価証券の受取利息（源泉税控除後）	3,011,157
スワップ取引受取利息	870,899
銀行利息	16,502
その他利益	264,652
総利益	**4,163,210**
費用	
運用報酬	461,590
ルクセンブルクの年次税(Taxe d’abonnement)	5,532
取締役報酬	12,112

管理報酬	41,308
専門家報酬	2,794
取引手数料	8,000
投資有価証券の支払利息	504
スワップ取引支払利息	683,544
銀行支払金利	22,764
その他費用	6,793
総費用	**1,244,941**
純投資利益	**2,918,269**
純実現評価益	
投資有価証券取引	683,488
外国為替先渡取引	12,566,915
先物取引	232,194
スワップ取引	4,817,351
オプション取引	138,250
外国為替取引	10,093,018
実現評価益合計	**28,531,216**
純実現評価損	
投資有価証券取引	(6,845,063)
外国為替先渡取引	(12,425,607)
先物取引	(207,536)
スワップ取引	(6,952,018)
オプション取引	(247,249)
外国為替取引	(10,137,530)
実現評価損合計	**(36,815,003)**
純投資利益および実現評価益/（評価損）	**(5,365,518)**

2022年6月30日時点の連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書（続き）

	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
未実現評価益の純変動	
先物取引	98,090
スワップ取引	177,556
オプション取引	303
未実現評価益合計	**275,949**
未実現評価損の純変動	
投資	(4,202,689)
外国為替先渡取引	(711,596)
スワップ取引	(159,100)
オプション取引	(8,818)
未実現評価損合計	**(5,082,203)**

外国為替取引にかかる未実現（評価損）／評価益の純変動	**(39,227)**
当期実績	**(10,210,999)**
受益証券取引	
株式償還にかかる支払額	(9,850,000)
配当金支払	(3,293,123)
配当金の再投資	3,518,786
当期純資産の増加／（減少）	**(19,835,336)**
当期首純資産	67,082,799
当期末純資産合計	**47,247,463**

（参考情報）

SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド　クラスL

組入資産の明細（2022年11月末現在）

銘柄名	種別	利率（%）	額面金額	評価額（米ドル）	償還日
（タイ）			タイ・バーツ		
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	3.30	36,948,000.00	1,024,569.14	2038/06/17
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	3.65	24,073,000.00	744,084.52	2031/06/20
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	2.13	17,586,000.00	499,146.48	2026/12/17
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	3.40	2,556,000.00	73,263.28	2036/06/17
小計				2,341,063.42	
（ブラジル）			ブラジル・レアル		
IRS R12.24PCETIP 01/02/23 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	71,471,938.00	13,530,398.55	2023/01/02
IRS RCETIPP06.02 01/02/23 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	33,348,676.00	6,341,499.20	2023/01/02
IRS R12.175PCETIP 01/02/23 CBCSU FIXED	キャッシュ・その他	-	19,683,195.00	3,723,611.16	2023/01/02
IRS R00.00P00.00 01/02/25 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	7,180,856.00	1,355,456.55	2025/01/02
IRS R11.475PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	5,218,438.00	965,789.37	2027/01/04
IRS R11.22PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	5,218,438.00	959,168.36	2027/01/04
IRS R06.885PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	5,900,000.00	943,511.49	2027/01/04
IRS R11.26PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	4,847,996.00	891,875.25	2027/01/04
IRS R11.07PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	4,715,128.00	862,936.12	2027/01/04
IRS R12.785PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	4,200,957.00	803,766.37	2027/01/04
IRS R12.72PCETIP 01/04/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	4,200,957.00	802,542.79	2027/01/04
NOTA DO TESOURO NACIONAL /BRL/ REGD SER NTNF	国債	10.00	1,425,000.00	256,858.30	2025/01/01
IRS PCETIPR12.785 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-4,200,957.00	-798,843.27	2027/01/04

IRS PCETIPR12.72 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-4,200,957.00	-798,843.27	2027/01/04
IRS PCETIPR11.07 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-4,715,128.00	-896,616.72	2027/01/04
IRS PCETIPR11.26 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-4,847,996.00	-921,882.56	2027/01/04
IRS PCETIPR11.22 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-5,218,438.00	-992,324.86	2027/01/04
IRS PCETIPR11.475 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-5,218,438.00	-992,324.86	2027/01/04
IRS PCETIPR06.885 01/04/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-5,900,000.00	-1,121,928.96	2027/01/04
IRS P00.00R00.00 01/02/25 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-7,180,856.00	-1,365,493.27	2025/01/02
IRS PCETIPR12.175 01/02/23 CBCSU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-19,683,195.00	-3,742,906.18	2023/01/02
IRS P06.02RCETIP 01/02/23 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	-33,348,676.00	-6,011,515.36	2023/01/02
IRS PCETIPR12.24 01/02/23 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-71,471,938.00	-13,590,921.50	2023/01/02
小計				203,812.70	
（チリ）			チリ・ペソ		
BONOS TESORERIA PESOS /CLP/ REGD	国債	4.70	1,280,000,000.00	1,364,517.59	2030/09/01
IRS RCLCPP06.58 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	971,723,334.00	1,084,204.09	2028/01/19
IRS RCLCPP06.85 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	595,783,773.00	664,748.06	2028/01/19
IRS RCLCPP07.20 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	279,422,589.00	311,766.84	2028/01/19
IRS P07.20RCLCP 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	7.20	-279,422,589.00	-333,851.64	2028/01/19
IRS P06.85RCLCP 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.86	-595,783,773.00	-702,141.85	2028/01/19
IRS P06.58RCLCP 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.58	-971,723,334.00	-1,132,703.30	2028/01/19
小計				1,256,539.79	
（コロンビア）			コロンビア・ペソ		
TITULOS DE TESORERIA /COP/ REGD SER UVR	国債	2.25	9,299,950,576.40	1,608,644.90	2029/04/18
IRS R07.24PCOOV 04/26/27 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	7.25	3,316,472,100.00	610,183.56	2027/04/26
TITULOS DE TESORERIA /COP/ REGD SER B	国債	6.00	3,885,100,000.00	597,813.78	2028/04/28
TITULOS DE TESORERIA /COP/ REGD SER B	国債	6.25	2,109,400,000.00	251,782.65	2036/07/09
EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN /COP/ REGD REG S	クレジットリンク債等	8.38	626,000,000.00	96,446.61	2027/11/08
IRS PCOOVR07.24 04/26/27 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	10.25	-3,316,472,100.00	-688,454.68	2027/04/26
小計				2,476,416.82	
（チェコ）			チェコ・クローナ		
IRS R06.63PPR6M 01/19/25 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.63	34,223,772.00	1,472,497.29	2025/01/19
IRS R06.63PPR6M 01/19/25 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.63	34,223,772.00	1,472,497.29	2025/01/19

IRS R06.67PPR6M 01/19/25 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.67	29,432,444.00	1,267,300.82	2025/01/19
CZECH REPUBLIC /CZK/ REGD SER 103	国債	2.00	23,740,000.00	778,468.12	2033/10/13
IRS RPR6MP05.32 01/19/33 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	8,028,691.00	339,517.58	2033/01/19
IRS RPR6MP05.33 01/19/33 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	7,861,426.00	332,444.27	2033/01/19
CZECH REPUBLIC /CZK/ REGD REG S SER 94	国債	0.95	9,620,000.00	311,269.33	2030/05/15
IRS RPR6MP05.40 01/19/33 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	6,869,883.00	290,513.86	2033/01/19
IRS P05.40RPR6M 01/19/33 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	5.40	-6,869,883.00	-318,011.33	2033/01/19
IRS P05.33RPR6M 01/19/33 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	5.33	-7,861,426.00	-361,983.44	2033/01/19
IRS P05.32RPR6M 01/19/33 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	5.32	-8,028,691.00	-369,404.09	2033/01/19
IRS PPR6MR06.67 01/19/25 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-29,432,444.00	-1,244,640.27	2025/01/19
IRS PPR6MR06.63 01/19/25 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-34,223,772.00	-1,447,256.12	2025/01/19
IRS PPR6MR06.63 01/19/25 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-34,223,772.00	-1,447,256.12	2025/01/19
小計				1,075,957.19	
（ハンガリー）			ハンガリー・フォリント		
IRS R08.30PBU6M 10/25/32 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	8.30	195,000,000.00	491,501.43	2032/10/25
HUNGARY GOVERNMENT BOND /HUF/ REGD SER 33/A	国債	2.25	223,240,000.00	334,531.62	2033/04/20
IRS PBU6MR08.30 10/25/32 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	16.68	-195,000,000.00	-489,801.15	2032/10/25
小計				336,231.90	
（インド）			インド・ルピー		
IRS R04.34PIN00 05/12/23 CSFPGB2LXXX FIXED	キャッシュ・その他	4.34	850,000,000.00	10,336,212.41	2023/05/12
IRS R05.29PIN00 05/12/26 CSFPGB2LXXX FIXED	キャッシュ・その他	5.30	195,000,000.00	2,319,130.52	2026/05/12
IRS R00.00P00.00 11/15/23 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	103,000,000.00	1,271,206.85	2023/11/15
IRS R04.65PIN00 02/10/26 CSFPGB2LXXX FIXED	キャッシュ・その他	4.65	105,000,000.00	1,227,626.15	2026/02/10
IRS P00.00R00.00 11/15/23 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-103,000,000.00	-1,264,793.01	2023/11/15
IRS PIN00R04.65 02/10/26 CSFPGB2LXXX FLOAT	キャッシュ・その他	5.86	-105,000,000.00	-1,289,352.10	2026/02/10
IRS PIN00R05.29 05/12/26 CSFPGB2LXXX FLOAT	キャッシュ・その他	5.86	-195,000,000.00	-2,394,511.04	2026/05/12
IRS PIN00R04.34 05/12/23 CSFPGB2LXXX FLOAT	キャッシュ・その他	5.86	-850,000,000.00	-10,437,612.24	2023/05/12
小計				-232,092.46	
（マレーシア）			マレーシア・リンギット		
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0219	国債	3.89	8,086,000.00	1,792,192.13	2029/08/15
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0115	国債	3.96	4,886,000.00	1,101,341.20	2025/09/15
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0413	国債	3.84	4,006,000.00	871,006.63	2033/04/15
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0120	国債	4.07	1,512,000.00	314,219.32	2050/06/15

小計				4,078,759.28	
（メキシコ）			メキシコ・ペソ		
IRS R09.47PMXIE 10/22/24 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	9.47	54,100,000.00	2,766,475.59	2024/10/22
IRS RMXIEP08.78 10/19/27 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	10.25	47,800,000.00	2,467,287.79	2027/10/19
MEXICAN UDIBONOS /MXN/ REGD SER S	国債	2.75	27,623,845.73	1,247,061.89	2031/11/27
IRS R09.42PMXIE 10/12/32 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	9.43	20,900,000.00	1,137,655.35	2032/10/12
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M 20	国債	7.50	22,720,000.00	1,095,408.68	2027/06/03
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M 20	国債	10.00	20,950,000.00	1,077,318.89	2024/12/05
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M 30	国債	8.50	16,640,000.00	805,492.04	2038/11/18
IRS R08.71PMXIE 10/12/32 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	8.71	14,300,000.00	743,516.33	2032/10/12
IRS R08.72PMXIE 10/12/32 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	8.72	14,200,000.00	738,968.78	2032/10/12
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M	国債	7.75	15,160,000.00	715,265.05	2031/05/29
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M	国債	7.75	6,390,000.00	285,201.60	2042/11/13
PETROLEOS MEXICANOS /MXN/ REGD REG S	クレジットリンク債等	7.19	3,390,000.00	160,635.89	2024/09/12
PETROLEOS MEXICANOS /MXN/ REGD SER 14-2	クレジットリンク債等	7.47	950,000.00	41,414.26	2026/11/12
IRS PMXIER08.72 10/12/32 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	10.25	-14,200,000.00	-732,959.97	2032/10/12
IRS PMXIER08.71 10/12/32 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	10.25	-14,300,000.00	-738,121.66	2032/10/12
IRS PMXIER09.42 10/12/32 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	10.25	-20,900,000.00	-1,078,793.20	2032/10/12
IRS P08.78RMXIE 10/19/27 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	8.78	-47,800,000.00	-2,477,385.93	2027/10/19
IRS PMXIER09.47 10/22/24 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	10.25	-54,100,000.00	-2,792,474.26	2024/10/22
小計				5,461,967.12	
（ルーマニア）			ルーマニア・レウ		
ROMANIA GOVERNMENT BOND /RON/ REGD SER 15Y	国債	3.65	3,410,000.00	532,856.07	2031/09/24
小計				532,856.07	
（ペルー）			ペルー・ソル		
BONOS DE TESORERIA /PEN/ REGD	国債	6.15	2,755,000.00	644,950.97	2032/08/12
BONOS DE TESORERIA /PEN/ REGD	国債	5.40	927,000.00	198,830.86	2034/08/12
BONOS DE TESORERIA /PEN/ REGD	国債	5.94	654,000.00	159,671.01	2029/02/12
小計				1,003,452.84	
（南アフリカ）			南アフリカ・ランド		
IRS RJI3MP07.35 10/25/23 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	6.46	80,519,783.00	4,737,154.46	2023/10/25
IRS R07.20PJI3M 07/31/25 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	7.21	77,032,299.00	4,502,633.07	2025/07/31
IRS R07.17PJI3M 07/15/25 CSFPGB2LXXX FIXED	キャッシュ・その他	7.18	74,179,249.00	4,334,903.82	2025/07/15
IRS R06.29PJI3M 07/31/25 CSFPGB2LXXX FIXED	キャッシュ・その他	6.30	55,717,022.00	3,189,041.11	2025/07/31
IRS RJI3MP07.74 10/25/24 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	6.46	52,209,067.00	3,071,573.29	2024/10/25

IRS R09.06PJI3M 10/25/32 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	9.07	41,742,849.00	2,478,677.14	2032/10/25
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2032	国債	8.25	25,349,346.00	1,270,276.42	2032/03/31
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER R186	国債	10.50	14,702,969.00	916,654.93	2026/12/21
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2037	国債	8.50	12,273,285.00	575,202.49	2037/01/31
ESKOM HOLDINGS SOC LTD /ZAR/ REGD MTN SER 42	クレジットリンク債等	8.50	12,000,000.00	505,883.22	2042/04/25
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER R214	国債	6.50	5,768,233.00	213,507.19	2041/02/28
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2030	国債	8.00	3,095,127.00	161,506.81	2030/01/31
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2044	国債	8.75	3,125,470.00	144,597.21	2044/01/31
IRS PJI3MR09.06 10/25/32 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	6.46	-41,742,849.00	-2,455,822.86	2032/10/25
IRS P07.74RJI3M 10/25/24 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	7.74	-52,209,067.00	-3,077,700.53	2024/10/25
IRS PJI3MR06.29 07/31/25 CSFPGB2LXXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-55,717,022.00	-3,277,953.93	2025/07/31
IRS PJI3MR07.17 07/15/25 CSFPGB2LXXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-74,179,249.00	-4,364,127.02	2025/07/15
IRS PJI3MR07.20 07/31/25 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-77,032,299.00	-4,531,978.17	2025/07/31
IRS P07.35RJI3M 10/25/23 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	7.35	-80,519,783.00	-4,731,122.83	2023/10/25
小計				3,662,905.82	
（インドネシア）			インドネシア・ルピア		
INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR72	国債	8.25	17,641,000,000.00	1,223,987.00	2036/05/15
INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR82	国債	7.00	12,989,000,000.00	829,383.75	2030/09/15
INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR68	国債	8.38	6,902,000,000.00	481,514.48	2034/03/15
TRS INDOGB 61/805/15/28 /LONG/	国債	6.13	6,694,545,455.00	412,996.62	2028/05/15
INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR73	国債	8.75	4,444,000,000.00	313,282.01	2031/05/15
小計				3,261,163.86	
（米国）			インドネシア・ルピア		
JP MORGAN CHASE BANK NA /IDR/ REGD REG S SER.	クレジットリンク債等	8.38	10,658,000,000.00	696,802.78	2024/03/19
JP MORGAN CHASE BANK NA /IDR/ REGD REG S EMTN	クレジットリンク債等	8.38	6,520,000,000.00	457,972.86	2039/04/17
			米ドル		
PUT USDZAR 16.78 JAN23 DIG	キャッシュ・その他	-	70,000.00	26,692.40	2023/01/10
PUT USDCOP 4600 DEC22	キャッシュ・その他	-	1,047,618.00	4,282.66	2022/12/16
PUT USDIDR 15005 JAN23 DIG	キャッシュ・その他	-	38,001.00	821.51	2023/01/13
PUT USDCOP 4460 DEC22	キャッシュ・その他	-	-1,047,618.00	-1,048.67	2022/12/16
小計				1,185,523.54	
（韓国）			韓国ウォン		
IRS R04.16PKWDC 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	4.16	2,050,000,000.00	1,598,806.96	2028/01/19
IRS PKWDCR04.16 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	-2,050,000,000.00	-1,554,384.50	2028/01/19
小計				44,422.46	
（中国）			中国人民元		

CHINA DEVELOPMENT BANK /CNY/ REGD SER 1715	国債	4.24	14,190,000.00	2,103,605.64	2027/08/24
CHINA DEVELOPMENT BANK /CNY/ REGD SER 1905	国債	3.48	10,000,000.00	1,440,206.01	2029/01/08
IRS R00.00P00.00 03/11/24 CBCITIU FIXED	キャッシュ・その他	-	4,397,725.00	621,230.06	2024/03/11
IRS P00.00R00.00 03/11/24 CBCITIU FLOAT	キャッシュ・その他	-	-4,397,725.00	-615,673.50	2024/03/11
小計				3,549,368.21	
（ポーランド）			ポーランド・ズロチ		
IRS RWR6MP07.57 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	5,865,000.00	1,291,878.68	2028/01/19
POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ REGD SER 1029	国債	2.75	6,734,000.00	1,177,511.82	2029/10/25
IRS RWR6MP06.11 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	2,071,020.00	456,181.85	2028/01/19
IRS RWR6MP06.14 01/19/28 SBSIUS33XXX FLOAT	キャッシュ・その他	-	718,980.00	158,369.13	2028/01/19
IRS P06.14RWR6M 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.14	-718,980.00	-160,419.33	2028/01/19
IRS P06.11RWR6M 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	6.12	-2,071,020.00	-461,639.23	2028/01/19
IRS P07.57RWR6M 01/19/28 SBSIUS33XXX FIXED	キャッシュ・その他	7.58	-5,865,000.00	-1,383,026.50	2028/01/19
小計				1,078,856.42	
合計				31,317,204.98	

※上記の明細につきましては、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成。

＊利率は、小数点第3位を四捨五入しています。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年11月30日現在です。

【エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	6,418,614,282円
Ⅱ　負債総額	11,393,245円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,407,221,037円
Ⅳ　発行済口数	17,214,470,288口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3722円

（参考）

ＳＩＭ　ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	41,823,738円
Ⅱ　負債総額	3円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	41,823,735円
Ⅳ　発行済口数	41,221,687口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0146円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年11月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

（２）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。
取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。
取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

＊委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

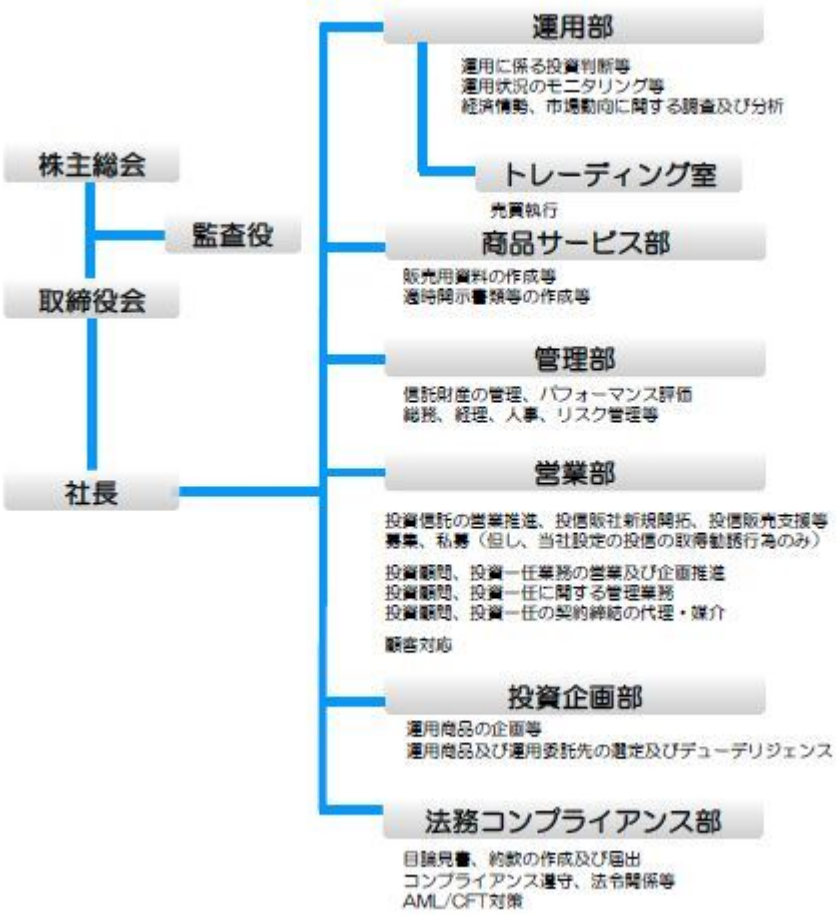

（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、投資企画部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については営業部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については営業部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

※上記体制は2022年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2022年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計174本（追加型投資信託58本、単位型投資信託116本）であり、純資産の総額は444,261百万円（百万円未満切捨）です。

３【委託会社等の経理状況】

（１）　財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度に係る中間会計期間（自2022年4月1日　至2022年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第20期 （2021年3月31日現在）		第21期 （2022年3月31日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金	※3		928,035		1,119,746
前払費用			9,034		8,219
未収委託者報酬			304,947		392,027
未収運用受託報酬			7,802		7,791

未収収益			4,752		4,951
立替金			15,344		17,635
流動資産計			1,269,916		1,550,370
固定資産					
有形固定資産			22,685		13,350
建物	※1	21,927		8,611	
器具備品	※1	757		4,738	
無形固定資産			―		1,425
ソフトウェア	※2	―		1,425	
投資その他の資産			62,976		55,330
差入保証金	※3	42,243		25,451	
繰延税金資産		20,733		29,879	
固定資産計			85,661		70,106
資産合計			1,355,577		1,620,476

期別		第20期 （2021年3月31日現在）		第21期 （2022年3月31日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
未払金			223,924		318,954
未払手数料	※3	157,310		207,242	
その他未払金	※3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416

株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

（２）【損益計算書】

期別		第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）		第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用					
支払手数料	※1	701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					
通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	
その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		―	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	
一般管理費計			427,945		433,805
営業利益			34,510		220,934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					

損失補填引当金繰入額		18,202		1,346	
営業外費用計			18,202		1,346
経常利益			16,649		219,853
特別損失					
固定資産除却損		―		112	
特別損失計			―		112
税引前当期純利益			16,649		219,740
法人税、住民税及び事業税	※1	12,871		70,373	
法人税等調整額		△5,124	7,746	△9,146	61,227
当期純利益			8,902		158,513

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)　　（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	―	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期(自 2021年4月1日　至 2022年3月31日)　　（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計	―	158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項　　目	内　　容
1.固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 　定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 　　建物　　8～38年 　　器具備品　　5～20年 無形固定資産 　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2.引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。
3.収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号　2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第20期 （2021年3月31日現在）	第21期 （2022年3月31日現在）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円 ※2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,928千円 器具備品 8,690千円 ※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 75千円 ※3. 関係会社に対する資産及び負債 預金 330,999千円 差入保証金 25,451千円 未払手数料 31,010千円 その他未払金 56,554千円

（損益計算書関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
※1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 （注）当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 （注）当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第20期
（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計年度期首	増加	減少	当会計年度末
普通株式㈱	9,900	―	―	9,900

第21期
（自 2021年4月1日
至 2022年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計年度期首	増加	減少	当会計年度末
普通株式㈱	9,900	―	―	9,900

（リース取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 預金	928,035	928,035	―
② 未収委託者報酬	304,947	304,947	―
資産計	1,232,982	1,232,982	―
① 未払手数料	157,310	157,310	―
② その他未払金	66,614	66,614	―
負債計	223,924	223,924	―

（2）時価の算定方法

資　産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（4）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	5年超
① 預金	928,035	―
② 未収委託者報酬	304,947	―
合計	1,232,982	―

第21期（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2．関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2．関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,241	―	669	―	32,910

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減
当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,910	―	619	△15,111	18,418

（関連当事者情報）

第20期（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	（被所有）直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	232,588	未払手数料	53,141
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	10,238	その他未払金	10,238

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
親会社情報
株式会社新生銀行　（東京証券取引所に上場）

第21期（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	（被所有） 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払 手数料	14,124
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	56,536	その他 未払金	56,536

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
親会社情報
SBIホールディングス株式会社　（東京証券取引所プライム市場に上場）
SBI地銀ホールディングス株式会社　（東京証券取引所プライム市場に上場）
株式会社新生銀行　（東京証券取引所スタンダード市場に上場）

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 （2021年3月31日）	第21期 （2022年3月31日）
① 繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	884千円	3,937千円
未払事業所税	259千円	234千円
賞与引当金等	17,059千円	14,518千円
資産除去債務	10,077千円	5,639千円
損失補填引当金	5,573千円	5,163千円
その他	2,104千円	2,483千円
繰延税金資産小計	53,765千円	49,785千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,807千円	△13,990千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,353千円	△5,915千円
評価性引当額小計(注1)	△28,160千円	△19,906千円
繰延税金資産合計	25,604千円	29,879千円
② 繰延税金負債		
建物（除去費用）	△4,734千円	― 千円
その他	△137千円	― 千円
繰延税金負債合計	△4,871千円	― 千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733千円	29,879千円

（注）1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
第20期（2021年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	―	8,403	9,403	―	―	―	17,807
評価性引当額	―	△ 8,403	△ 9,403	―	―	―	△ 17,807
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期（2022年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	8,403	9,403	―	―	―	―	17,807
評価性引当額	△ 4,586	△ 9,403	―	―	―	―	△ 13,990
繰延税金資産	3,816	―	―	―	―	―	3,816

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第20期 （2021年3月31日）	第21期 （2022年3月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	△3.76%
その他	0.09%	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

（収益認識関係）

第21期　（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（退職給付関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1株当たり純資産額　100,091円23銭 1株当たり当期純利益　899円27銭 （注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額　116,102円68銭 1株当たり当期純利益　16,011円44銭 （注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

期　別		当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）	
（資産の部）			
流動資産			
預金			1,116,698
前払費用			7,467
未収委託者報酬			366,754
未収運用受託報酬			11,444
未収収益			4,377
立替金			17,576
流動資産計			1,524,318
固定資産			
有形固定資産			12,549
建物	※1	8,163	
器具備品	※1	4,385	
無形固定資産			1,275
ソフトウェア	※2	1,275	
投資その他の資産			45,166
差入保証金		23,935	
繰延税金資産		21,230	
固定資産計			58,990
資産合計			1,583,309

期　別		当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）	
（負債の部）			
流動負債			
未払金			241,299
未払手数料		197,766	
その他未払金		43,533	
未払費用			20,021

未払法人税等			14,649
未払消費税等			12,834
賞与引当金			22,476
預り金			15,946
流動負債計			327,228
固定負債			
資産除去債務			18,609
固定負債計			18,609
負債合計			345,838
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		742,471	
利益剰余金合計			742,471
株主資本合計			1,237,471
純資産合計			1,237,471
負債・純資産合計			1,583,309

（2）中間損益計算書

期　別		当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）	
科目	注記番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬		925,389	
運用受託報酬		37,188	
その他営業収益		8,981	
営業収益計			971,560
営業費用			
支払手数料		458,661	
広告宣伝費		4,185	
調査費			
図書費		169	
調査費		123,587	
委託計算費		34,693	
営業雑経費			
通信費		743	
印刷費		5,005	
協会費		1,164	
その他営業雑経費		6,698	
営業費用計			634,908
一般管理費			
給料			
役員報酬		18,370	
給料・手当		86,307	

賞与引当金繰入額		21,171	
退職給付費用		13,498	
旅費交通費		1,175	
租税公課		16,688	
不動産賃借料		12,355	
固定資産減価償却費	※1	950	
資産除去債務利息費用		191	
諸経費		44,383	
一般管理費計			215,091
営業利益			121,559
営業外収益			
受取利息		1	
役員賞与引当金戻入益		277	
営業外収益計			278
営業外費用			
為替差損		178	
過怠金		14,000	
営業外費用計			14,178
経常利益			107,659
特別損失			
固定資産除却損		0	
特別損失計			0
税引前中間純利益			107,659
法人税、住民税及び事業税		10,956	
法人税等調整額		8,649	19,605
中間純利益			88,054

（3）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日　至 2022年9月30日)　(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416
当中間期変動額					
中間純利益		88,054	88,054	88,054	88,054
当中間期変動額合計	―	88,054	88,054	88,054	88,054
当中間期末残高	495,000	742,471	742,471	1,237,471	1,237,471

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1.　固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 　定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 　　建物　　8～38年 　　器具備品　　5～20年 無形固定資産 　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2.　引当金の計上基準	賞与引当金 　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
3.　収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)委託者報酬 　投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 　顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
4.　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	グループ通算制度の適用 　親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、グループ通算制度を適用しております。 　当社は、当中間会計期間の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

〔会計方針の変更〕

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末
（2022年9月30日現在）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	27,376	千円
器具備品	8,569	千円

※2. 無形固定資産の減価償却累計額

ソフトウェア	225	千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間
（自 2022年4月1日
至 2022年9月30日）

※1. 減価償却実施額

有形固定資産	800	千円
無形固定資産	150	千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
（自 2022年4月1日
至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当会計年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間
（自 2022年4月１日
至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日　至 2022年9月30日)

預金、未収委託者報酬及び未払手数料については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間(自 2022年4月1日　至 2022年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日　至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
18,418	―	191	18,609

（収益認識関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日　至 2022年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）				
1株当たり純資産額	124,997	円	07	銭
1株当たり中間純利益	8,894	円	39	銭

（注）

1．なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	88,054	千円
普通株主に帰属しない金額	―	
普通株式に係る中間利益	88,054	千円
期中平均株式数	9,900	株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）
（主要株主の異動） 当社の完全親会社である株式会社新生銀行は、2022年10月3日付で、保有する当社の全株式をモーニングスター株式会社に譲渡いたしました。 （資金貸付に係る契約実行） 当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、モーニングスター株式会社に対して、グループ内での資金管理最適化を目的とした貸付を行う事を決議し、2022年11月25日付で実行いたしました。 （契約の内容） 1.貸付先　モーニングスター株式会社 2.貸付金額　800,000千円 3.貸付金利　年1.475% 4.契約締結日　2022年11月14日 5.貸付実行日　2022年11月25日 6.貸付期間　2022年11月25日から2023年6月30日 7.担保の状況　無担保、無保証

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もし

くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更、その他の重要事項

①定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

2022年9月26日付で、当社の株式について、株券を不発行とする変更を行いました。

②その他の重要事項

新生インベストメント・マネジメント株式会社は、2023年4月1日にＳＢＩアセットマネジメント株式会社と合併を予定しています。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後はＳＢＩアセットマネジメント株式会社となる予定です。

（２）訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2022年9月末現在）	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額　：51,000百万円（2022年9月末現在）

事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2022年9月末現在）	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	

池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券（注）	48,323百万円	
岡三にいがた証券株式会社※	852百万円	
おきぎん証券株式会社	850百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
十六ＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社※	3,307百万円	
フィデリティ証券株式会社	11,757百万円	
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社（注）	12,200百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社西京銀行※	28,497百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	

※　募集の取扱いを行いません。

（注）株式会社ＳＢＩ証券およびマネックス証券株式会社は、株式会社ＳＢＩ新生銀行との金融商品仲介業務における業務提携に伴い、株式会社ＳＢＩ新生銀行に募集の取扱いを委託します。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月 1日	臨時報告書
2022年 8月23日	有価証券届出書
2022年 8月23日	有価証券報告書
2022年 9月 1日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百　瀬　　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月1日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士 百　瀬　　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）の令和4年5月24日から令和4年11月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）の令和4年11月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月6日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百　瀬　和　政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。